

官報

号外 昭和二十六年三月十八日

○第十一回 衆議院会議録 第二十一号

昭和二十六年三月十七日(土曜日)
議事日程 第二十号

午後一時開議

第一 國家行政組織法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

第二 経済安定本部設置法の一部
を改正する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

第三 労働者災害補償保険法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

第四 教科書の発行に関する臨時
措置法の一部を改正する法律案
(佐藤重蔵君外十四名提出)

第五 国立学校設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

第六 熱管理法案(中村純一君外
二十九名提出)

第七 糜出品取締法の一部を改正
する法律案(小川平二君外三十
二名提出)

第八 地方自治法第百五十六条第
四項の規定に基き、日用品検査
所の出張所の設置に關し承認を
求めるの件

第九 農業災害補償法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

第十 積雪寒冷作地帯振興臨時
措置法案(松浦東介君外百四十
名提出)

第十一 厚生年金保険法特例案
(參議院提出)

第一 國立光明寮設置法の一部
を改正する法律案(内閣提出、
參議院送付)

第二 犯罪者予防更生法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第三 公職選挙法の一部を改正する法律
案(本院提出、參議院回付)

第四 日程第一 國家行政組織法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第五 公職選挙法の一部を改正する法律
案(本院提出、參議院回付)

第六 日程第二 経済安定本部設置法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

第七 日程第三 労働者災害補償保険法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

第八 日程第四 教科書の発行に関する
臨時措置法の一部を改正する法
律案(佐藤重蔵君外十四名提出)

第九 日程第五 国立学校設置法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第十 日程第六 熱管理法案(中村純一
君外二十九名提出)

第十一 日程第七 糜出品取締法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第十二 日程第八 地方自治法第百五十六
條第四項の規定に基き、日用品
検査所の出張所の設置に關し承認を
求めるの件

第十三 日程第九 農業災害補償法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第十四 日程第十 積雪寒冷作地帯振興
措置法案(松浦東介君外百四十
名提出)

第十五 日程第十一 厚生年金保険法特
例案(參議院提出)

午後 時四十九分開議

○議長(林謹治君) これより会議を開
きます。

公職選挙法の一部を改正する法律案
(本院提出、參議院回付)

○議長(林謹治君) この際議事日程に
追加して、本院提出、公職選挙法の一
部を改正する法律案の參議院回付案を
議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼べ者あり〕

○議長(林謹治君) 御異議なしと認め
ます。よつて日程は追加せられまし
た。

公職選挙法の一部を改正する法律案
(本院提出、參議院回付)

日程第九 農業災害補償法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 積雪寒冷作地帯振興
措置法案(松浦東介君外百
四十名提出)

日程第十一 厚生年金保険法特
例案(參議院提出)

日程第十二 国立光明寮設置法の
一部を改正する法律案(内閣提
出、參議院送付)

日程第十三 犯罪者予防更生法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第十四 教科書の発行に関する
臨時措置法案(佐藤重蔵君外
十四名提出)

日程第十五 地方自治法第百五十六
條の規定に基き、日用品検査
所の出張所の設置に關し承認を
求めるの件

日程第十六 熱管理法案(中村純一
君外二十九名提出)

日程第十七 糜出品取締法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 地方自治法第百五十六
條第四項の規定に基き、日用品
検査所の出張所の設置に關し承認を
求めるの件

日程第十九 畜産公営法(昭和二十五
年法律第二百六十一号)附則
第二十項に規定する公営企業
に從事する職員で、政令で指
定するもの

同條第三項中「及び第四号」を
「、第四号及び第五号」に改める。

五 地方公務員法(昭和二十五
年法律第二百六十一号)附則
第二十項に規定する公営企業
に從事する職員で、政令で指
定するもの

同條第三項中「及び第四号」を
「、第四号及び第五号」に改める。

経済社会理事会では日本の労働問題が議題にされました。そこでつて、日本の労働者がいかに迫使されているか、労働組合がいかに強制されているか、そして日本における労働政策といふものが極東委員会の諸指令にはつきと違反しているという事実が確認され、このことを非難する決議が十四対三という圧倒的な多数によって成立しておる。この事実をわれくは、はつきりと知らなければなりませんのであります。自由党の諸君は、衆議院で多数だしつて、いきなつておるけれども、世界の目は、はつきりと判断しておる。日本の労働者がどういふ状態であるか、日本の政府がいかに極東委員会の諸決定なんかに違反します。

その内容について、ここで詳しく申し述べるときはありませんが、私どもは官庁統計によつて見ましても、昭和二十二年以来、日本の生産がだんだん増して来た。ところが、その増したのは、だれの負担によつているかといふことが、はつきりしておるのであります。それは、労働者一人当たりの生産量は、昨年以來は三倍に上つております。特に昨年の朝鮮事変以来は、労働者一人当たりの生産量は二倍に上つております。

こうしたうな、はげしい一人当たりの生産の増強といふものは、何によつてなされておるか。それは結局において、労働者のからだを削ることによつて、労働者がからだを削ることによつて、労働省がやつておられるわけですね。

私は神奈川の出身でございますが、京浜の工業地帯に行つてみれば、あそこに造船所や製鉄所がすらつと並んでおる。あそこに行つてこんな大きいやかましい工場の中でひどいときには二日も三日も続けて徹夜をする、疲労を貯めいとまが少しもない、

こうしたことのために、船台からおつこつたり、あるいは機械に巻き込まれたり、こううことによつて労働者が災害を受ける。このために、労働省も報告しておるより、労働災害は朝鮮事変以来特に激増しておるわけあります。しかも労働省の職員の言うところによれば、労働者の統計は災害の少いところだけを選んでやつておるといふようなことさえいわれておる。こう

いうふうな、ごまかした統計すらも、近効災害の取扱い方について、実際に労働災害を受けた労働者の家族たちは一休どうなるか。ほんとうにもう現在のこの世の中では、そういう人たちは、どこにも立ち直れない状態になつて、労働災害受けたるべきものを労働災害として扱わないといふ取扱い方がどういふふうなことさへいわれておる。この

ことは、必ずしも労働災害がひどくなり、労働災害が激増して来るわけではありません。これは労働災害の発生度数の倍以上といふふうなことによつて、さらに労働災害化が進んでしまつて、労働災害の報告がひどくなり、労働災害が激増して来るわけでござりますが、そういうふうなことによって労働災害化が進んでしまつて、労働災害の報告がひどくなり、労働災害が激増して来るわけでござります。

ところが、そればかりではない。最近効災害の取扱い方について、実際に労働災害を受けた労働者の家族たちは一休どうなるか。ほんとうにもう現在のこの世の中では、そういう人たちは、どこにも立ち直れない状態になつて、労働災害受けたるべきものを労働災

害として扱わないといふ取扱い方がどういふふうなことさへいわれておる。このことは、必ずしも労働災害がひどくなり、労働災害が激増して来るわけではありません。これは労働災害の発生度数の倍以上といふふうなことによつて、さらに労働災害化が進んでしまつて、労働災害の報告がひどくなり、労働災害が激増して来るわけでござります。

東京医科歯科大学	医学部	東京医科歯科大学	医学部
東京外國語大学	外國語学部	東京外國語大学	外國語学部
長崎大学	工学部	長崎大学	工学部
名古屋工業大学短期大	愛知県	上橋の国立短期大学を併設する国立大学の名称	に、

名古屋工業大学短期大

愛知県

上橋の国立短期大学を併設する国立大学の名称

同表 横大の項中「法学社会学部」に、「法律部」に、「社会学部」に、同表静岡大学の項に、「工学部」を「工学部」に、「医学部」を「医学部」に、「生物学部」を「生物学部」に、同表名古

同表 大学の項中「工学部」を「工学部」に、「医学部」を「医学部」に、「生物学部」を「生物学部」に、同表大阪大学の項中「医学部」を「医学部」に、「生物学部」を「生物学部」に、同表徳島大学の項中「医

同表 大学の項中「工学部」を「工学部」に、「医学部」を「医学部」に、「生物学部」を「生物学部」に、同表下欄に掲げたる国立大学に併設されるものとする。

木材研究所

木材に関する学理及びその応用の研究

位置は、左表の通りと、その

研究

に、

実験の生産、加工、利用及び貯蔵に

する研究

食糧科学研究所

食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に

する研究

に、

災害に関する学理及びその応用の研

防災研究所

微生物研究所

微生物の生産、貯藏及びその応用の研

究

放射能泉研究所

放射能泉に関する学理及びその応用の研

究

の研究

に、

農山大学

鳥取県

温泉に関する学理及びその応用の研

究

に、

大阪大学

大阪府

放射能泉に関する学理及びその応用の研

究

に、

産業科学研究所

大阪府

産業の生産、貯藏及びその応用の研

究

に、

温泉治療研究所

大分県

温泉治療学に関する学理及びその応

用の研究

究

流体工学研究所

大分県

流体工学に関する工学の学理及びその応

用の研究

究

彈性工学研究所

福岡県

彈性工学に関する学理及びその応用

の研究

究

産業労働研究所

福岡県

産業労働に関する総合研究

究

に、

生産科学研究所

福岡県

生産に関する基礎的及び応用的研究

究

に、

温泉治療学研究所

大分県

温泉治療学に関する学理及びその応

用の研究

究

応用力学研究所

福岡県

応用力学に関する工学の学理及びその応

用の研究

究

産業労働研究所

福岡県

産業労働に関する総合研究

究

に、

微生物病研究所

福岡県

微生物病に関する学理及びその応用

の研究

究

木材研究所

福岡県

木材に関する学理及びその応用の研

究

究

木材研究所

福岡県

木材に関する学理及びその応用の研

究

究

微生物病研究所

福岡県

微生物病に関する学理及びその応用

の研究

究

に改める。

第五條を次のように改める。

(学部附属の学校又は教育研究施設)

第五條 国立大学の学部に、左表の通り、附属の学校、教育施設又は研究施設を置く。

大学の名称	学部	学校、教育施設又は研究施設
北海道大学	理学部	臨海実験所
北海道学芸大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
帯広畜産大学	農学部	植物園、農場、演習林
弘前大学	芸術部	小学校、中学校
岩手大学	医学部	農場
東北大學	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
東北大學	理学部	病院、看護学校
東北大學	医学部	小学校、中学校、幼稚園
東北大學	農学部	農場、演習林
東北大學	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
東北大學	理学部	病院、病院分院、看護学校
東北大學	医学部	小学校、中学校、幼稚園
東北大學	農学部	農場、演習林
秋田大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
秋田大学	理学部	臨海実験所
秋田大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
秋田大学	農学部	農場、演習林
秋田大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
秋田大学	理学部	地下資源研究施設
山形大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
山形大学	理学部	農場、演習林
福島大学	教育学部	小学校、中学校
茨城大学	教育学部	小学校、中学校
茨城大学	理学部	農場、演習林
宇都宮大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
群馬大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
埼玉大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園

千葉大学	医学部	病院、看護学校
東京大学	園芸学部	農場
東京医科歯科大学	教育学部	中学校、高等学校
東京農工大学	理学部	臨海実験所
東京教育大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
東京工業大学	工学部	総合試験所
東京水産大学	農学部	農場、演習林
横浜国大	教育学部	小学校、ろ、学校、特殊教育教員養成施設
横浜国大	理学部	農場、演習林
横浜国大	農学部	農場、演習林
新潟大学	教育学部	小学校、中学校
新潟大学	理学部	病院、看護学校
富山大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
福井大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
山梨大学	教育学部	はづけ化学研究施設

信州大学	教育学部	小学校、中学校
医学校	病院、看護学校	
農学部	農場、演習林	
経済学部	農場	
商業大学	農業学部	中学校
名古屋大学	農業学部	農場、演習林
愛知学芸大学	理学部	臨海実験所
岐阜大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
三重大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
滋賀大学	農学部	農場、演習林
京都大学	学芸学部	小学校、中学校
理学部	理学部	臨海実験所、臨湖実験所、火山温泉研究施設
京都工芸大学	医学部	病院、看護学校
京都学芸大学	農学部	農場、演習林
神戸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
奈良学芸大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
大阪学芸大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
和歌山大学	学芸学部	小学校、中学校
鳥取大学	医学部	病院、看護学校

島根大学	農学部	農場、演習林
教育学部	小学校、中学校	
医学部	病院、病院分院、看護学校	
農学部	農場、演習林、農学研究施設	
岡山大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
広島大学	理学部	臨海実験所
山口大学	農学部	農場
徳島大学	教育学部	小学校、中学校
香川大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
愛媛大学	医学部	病院、看護学校
高知大学	教育学部	小学校、中学校
高崎大学	農学部	農場
九州大学	医学部	病院、看護学校
福岡学芸大学	農学部	農場、演習林、水産実験所
佐賀大学	学芸学部	小学校、中学校
長崎大学	教育学部	小学校、中学校
熊本大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
大分大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
宮崎大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

鹿児島大学

教育学部 小学校 中学校 幼稚園

農業部 農場、演習林

2 前項の学校、教育施設及び研究施設の名称及び内部組織は、文部省令で定めるものを除く

外、当該大学が定める。

第七條を削り、第八條を第七條とし、第九條を次のように改める。

第八條 国立高等学校の名称、位置及びその国立高等学校に包括される学校は、左表に掲げる通りとする。
(名稱及び位置等)

国立高等学校の名称	位	置	學校教育法第九十九條の規定による學校に包括されるもの
仙台電波高等学校	宮城県	仙台市	一〇一人
館間電波高等学校	香川県	高松市	一五四人
熊本電波高等学校	熊本縣	熊本市	九三〇人
富山商船高等学校	富山県	富山商船学校	五九四人
島羽商船高等学校	三重県	島羽商船学校	三、九七五人
広島商船高等学校	広島県	広島商船学校	四九四人
大島商船高等学校	山口県	大島商船学校	六二七人
弓削商船高等学校	愛媛県	弓削商船学校	四二四人

第四章を削り、第五章を第四章とし、第六章を第五章とする。

附則第三項中「第三條に規定する大学」を「国立大学及び國立高等學校は」に、「並びに第三

條に規定する大学」を「並びに國立大学に改め、附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項と

し、附則第七項中「國立大學」を「國立大学及び國立高等學校に改め、同項を附則第六項とし、同

項の次に次の二項を加える。」

7 国立短期大学に置かれる職員の定員は、それぞれその國立短期大学を併設する國立大学の職

員の定員に含まれるものとする。

附則第八項を次のように改める。

8 左に掲げる國立大学の學部に、昭和二十八年三月三十一日まで、附屬の高等学校を置く。

静岡大学教育学部

愛知学芸大学教育学部

三重大学教育学部

鳥取大学教育学部

岡山大学教育学部

鹿児島大学教育学部

山口大学教育学部

附則第五項中「第十二條及び前項」を「第九條」に改め、附則第十二項を削り、附則第十三項を附

りとす。

昭和二十六年三月十八日

文部省令 第二十一号 教科書の発行に関する臨時基準法の一部を改正する法律案外二件

別表第一を次のよう改める。
別表第一

則第十二項とし、附則第十四項から附則第十六項までを削り、附則第十七項を附則第十三項とする。

國立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
北海道大学	二、五三四人
北海道学芸大学	六八六人
室蘭工業大学	一六二人
小樽商科大学	一〇一人
帶広畜産大学	一五四人
弘前大学	一五四人
岩手大学	九三〇人
東北大	五九四人
秋田大学	三、九七五人
山形大学	四九四人
福島大学	四二四人
茨城大学	五七四人
宇都宮大学	四六一人
群馬大学	九九四人
埼玉大学	三四七人
千葉大学	一、五七三人
東京大学	五、八二四人
東京医科大学	九二七人
東京外国语大学	一一九人
東京学芸大学	三二三人
東京農工大学	九一七人
東京藝術大学	二九一人
東京教育大学	一、一三八人

東京工業大学	九八一人	神戸大学	一〇二三人
お茶の水女子大学		奈良女子大学	二五七人
電気通信大学	一五〇人	和歌山大学	二三六人
一橋大学		鳥取大学	三一七人
東京水産大学	三三三人	島根大学	八八五人
横浜国大	六二六人	岡山大学	三五二人
新潟大学	一五二八人	広島大学	一三六八人
宮山大学	四九〇人	山口大学	七二三人
金沢大学	一六七三人	徳島大学	九六一人
福井大学	三七七人	香川大学	三六四人
山梨大学	四〇八人	愛媛大学	五五七人
信州大学	一三六七八人	高知大学	三七二人
駒大	四四八大人	福岡学芸大学	四八二人
商船大学	二五一一人	九州大学	二九〇五人
静岡大学	八〇二人	九州工業大学	二三四人
名古屋大学	一九〇八人	佐賀大学	三二〇人
愛知学芸大学	五七九人	長崎大学	一、一七一人
名古屋工業大学	二四四人	熊本大学	一、四三七人
三重大学	四六七人	大分大学	三六〇人
滋賀大学	三〇三八人	宮城大学	四八五人
京都大学	三四一一人	鹿児島大学	八二五人
京都学芸大学	三四〇人		
大阪工芸高等専門学校	三四五人		
大阪大学	二六〇三人		
大阪外国语大学	一〇二八人		
大阪学芸大学	六五六人		

別表第二を次のように改める。

国立高等学校の名称	高等学校に置かれる職員の定員
仙台電波高等学校	四六人
名古屋電波高等学校	六三八人

け出なければならない。但し、第二項の指定工場については、この限りでない。

一 前年中における燃料の使用量

二 その年中における燃料の使用量

目込量

三 燃料の使用費額の状況

通商産業大臣は、前項の規定によ

る届出に基いて、同項の届出に

係る工場等を熱管理指定工場(以

下「指定工場」という。)に指定する

ことができる。

3 指定工場の事業主は、当該指定

工場が第一項の政令で定められた

業種に属する事業を行なむたつ

たとき、又は当該指定工場の燃料

の使用量が同項の政令で定められ

た基準に該当する見込がなかつ

たときは、省令の定めるところに

より、その理由を附して、通商産

業大臣に指定工場の指定の取消を

申請することができる。

4 通商産業大臣は、前項の指定の

取消の申請が理由があると認める

ときは、速諭なく、指定工場の指

定を取り消すものとする。指定の

取消の申請がない場合でも、指定

工場に指定する事由がなくなつた

と認められる指定工場について、

また同様とする。

(熱管理者)

第五條 指定工場の事業主は、第十

二條の規定による熱管理士第百三十

有する者(以下「熱管理士」とい

う。)の中から、政令で定める基準

に従い、政令で定める員数の熱管

理者を選任しなければならない。

2 指定工場の事業主は、前項第二

項の規定による指定があつたとき

は、その指定の日から六箇月以内に、前項の規定による熱管理者の選任をしなければならない。

3 前項の規定は、第一項の熱管理者が欠けた場合は同項の政令で定める基準に従い、熱管理者の職員を補充する。

4 第一項の熱管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合において、その期間が引き続き六箇月を経過したときは、その六箇月の期間が終了した日においてその熱管理者が欠けたものとみなす。

5 指定工場の事業主は、当該指定工場における第三條第一項各号に掲げる事項を実施するについて、熱管理者の意見を尊重しなければならない。

(熱管理者の職務の代行)

第六條 指定工場の事業主は、熱管理者が、欠けたとき、又は旅行、疾患その他の事故によってその職務を行なうことができないときは、その職務を代行せなければならぬ。

(届出)

第七條 指定工場の事業主は、熱管理者が前項の報告をなさず、又はその報告が虚偽であると認めるときは、その職員に、当該指定工場にて報告をさせることができることにより、他の者にその職務を行なわせなければならない。

(通商産業大臣)

第八條 指定工場の事業主は、熱管理者を選任したときは、速諭なく、その氏名及び担任させる業務の範囲を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 指定工場の事業主は、熱管理

は、その指定の日から六箇月以内に、前項の規定による熱管理者の選任をしなければならない。

3 前項の規定は、第一項の熱管理者が欠けた場合は同項の政令で定める基準に従い、熱管理者の職員を補充する。

4 第一項の熱管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合において、その期間が引き続き六箇月を経過したときは、その六箇月の期間が終了した日においてその熱管理者が欠けたものとみなす。

5 指定工場の事業主は、当該指定工場における第三條第一項各号に掲げる事項を実施するについて、熱管理者の意見を尊重しなければならない。

(報告及び実地調査)

第六條 通商産業大臣は、熱管理の実施の適正を確保するため必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、指定工場の事業主に前條各号に掲げる事項に関する報告をさせることにより、指定工場の事業主が前項の報告をなさず、又はその報告が虚偽であると認めるときは、その職員に、当該指定工場にて立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 通商産業大臣は、指定工場の事業主が前項の報告をなさず、又はその報告が虚偽であると認めるときは、その職員に、当該指定工場にて立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができることにより、他の者にその職務を行なわせなければならない。

(熱管理士試験)

第七條 热管理士試験は、热管理に必要な学識及び技能について行う。

2 热管理士試験は、毎年少くとも一回、通商産業大臣が行う。

3 热管理士試験は、一年以上热管理の業務に従事した者でなければ受けることができない。

4 热管理士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより五百円以下の手数料を納めなければならない。

5 前項の規定により納付した手数料は、热管理士試験を受けなかつた場合においても、返還しない。

6 热管理士試験の科目、受験手続その他の热管理士試験に關し必要な事項は、省令で定める。

(热管理士試験委員)

第十一條 通商産業大臣は、热管理の実施の適正を確保するため必要があると認めるときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代

の事業主に対し、第一條第一項各号に掲げる事項の実施について必要な措置をとらなければならない。

3 前項の規定は、第一項の熱管理者が欠けた場合は同項の政令で定める基準に従い、熱管理者の職員を補充する。

4 第一項の熱管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合において、その期間が引き続き六箇月を経過したときは、その六箇月の期間が終了した日においてその熱管理者が欠けたものとみなす。

5 指定工場の事業主は、当該指定工場における第三條第一項各号に掲げる事項を実施するについて、熱管理者の意見を尊重しなければならない。

(熱管理士免状)

第六條 通商産業大臣は、左の各号の一に該当する者に対し、熱管理士免状を交付する。

2 通商産業大臣が行う熱管理士試験に合格した者

3 当該指定工場で使用する燃料及び熱の利用の状況

4 第一項の報告及び実地調査

5 当該指定工場の事業主は、当該指定工場における第三條第一項各号に掲げる事項を実施するについて、熱管理者の意見を尊重しなければならない。

(報告及び実地調査)

第六條 通商産業大臣は、熱管理の実施の適正を確保するため必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、指定工場の事業主に前條各号に掲げる事項に関する報告をさせることにより、指定工場の事業主が前項の報告をなさず、又はその報告が虚偽であると認めるときは、その職員に、当該指定工場にて立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができることにより、他の者にその職務を行なわせなければならない。

(熱管理士試験)

第七條 热管理士試験は、热管理に必要な学識及び技能について行う。

2 热管理士試験は、毎年少くとも一回、通商産業大臣が行う。

3 热管理士試験は、一年以上热管理の業務に従事した者でなければ受けことができない。

4 热管理士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより五百円以下の手数料を納めなければならない。

5 前項の規定により納付した手数料は、热管理士試験を受けなかつた場合においても、返還しない。

6 热管理士試験の科目、受験手続その他の热管理士試験に關し必要な事項は、省令で定める。

(热管理士試験委員)

第十一條 通商産業大臣は、热管理の実施の適正を確保するため必要があると認めるときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代

の事業主に対し、第一條第一項各号に掲げる事項の実施について必要な措置をとらなければならない。

3 前項の規定は、第一項の熱管理者が欠けた場合は同項の政令で定める基準に従い、熱管理者の職員を補充する。

4 第一項の熱管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合において、その期間が引き続き六箇月を経過したときは、その六箇月の期間が終了した日においてその熱管理者が欠けたものとみなす。

5 指定工場の事業主は、当該指定工場における第三條第一項各号に掲げる事項を実施するについて、熱管理者の意見を尊重しなければならない。

(熱管理士免状)

第六條 通商産業大臣は、左の各号の一に該当する者に対し、熱管理士免状を交付する。

2 通商産業大臣が行う熱管理士試験に合格した者

3 当該指定工場で使用する燃料及び熱の利用の状況

4 第一項の報告及び実地調査

5 当該指定工場の事業主は、当該指定工場における第三條第一項各号に掲げる事項を実施するについて、熱管理者の意見を尊重しなければならない。

(報告及び実地調査)

第六條 通商産業大臣は、熱管理の実施の適正を確保するため必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、指定工場の事業主に前條各号に掲げる事項に関する報告をさせることにより、指定工場の事業主が前項の報告をなさず、又はその報告が虚偽であると認めるときは、その職員に、当該指定工場にて立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができることにより、他の者にその職務を行なわせなければならない。

(熱管理士試験)

第七條 热管理士試験は、热管理に必要な学識及び技能について行う。

2 热管理士試験は、毎年少くとも一回、通商産業大臣が行う。

3 热管理士試験は、一年以上热管理の業務に従事した者でなければ受けことができない。

4 热管理士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより五百円以下の手数料を納めなければならない。

5 前項の規定により納付した手数料は、热管理士試験を受けなかつた場合においても、返還しない。

6 热管理士試験の科目、受験手続その他の热管理士試験に關し必要な事項は、省令で定める。

(熱管理士試験委員)

第十一條 通商産業大臣は、热管理の実施の適正を確保するため必要があると認めるときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代

理人、使用者その他の輸業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に因る相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日) この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

(熱管理規則等の廃止) 左に掲げる省令は、廃止する。

熱管理規則(昭和二十三年商工省令第一号)

熱管理技術試験規程(昭和二十三年商工省令第二号)

熱管理技術試験規程(昭和二十三年商工省令第三号)

(経過規定) この法律施行の際、現に熱管理規則による申請指定工場であるものは、この法律施行の日において、第五條第二項の指定工場に指定されたものとみなす。

この法律施行前に熱管理規則により申請された申請免状及び乙種免狀は、第十一條の規定により交付された熱管理士免狀とみなす。但し、乙種免狀は、この法律施行の日から二箇年を限り効力を有するものとする。

この法律施行前に熱管理技術試験規程に基いて行われた甲種試験は、その結果に因るとして、主務大臣が第三條又は第四條の規定により定められた様式に従う表示がなされたものとみなす。

第七條第一項中「輸出業者」を「輸出業者」といふ。又はその輸出業者に、「主務大臣」といふ。

第七條第一項中「輸出業者」を「輸出業者」といふ。

第三十二号の別則の適用については、なお從前の例による。

ては、

第六條第二項及び前條第二項の規定は、同條の規定により定められた様式に從う表示一に改める。

第七條の第一項中「前一項の規定は、前項の規定による表示をする場合に適用する。

熱管理法(中村純一君外二十九名提出)に関する報告書

〔最終章の附録に掲載〕

輸出品取締法の一部を改正する法律案

輸出品取締法の一部を改正する法律案

輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)の一項を次のように改正する。

輸出業者若しくは被登録者に、「若しくは第七條の規定による表示をする生産業者」といふ。

第七條の二の規定による表示をする生産業者若しくは被登録者に、「若しくは輸出の時期に因る表示」と、輸出の時期若しくは第七條の二第一項の規定による表示をする事項について、「に改め、同條に次の見出しを加え、同條を第七條の九とする。

〔定義〕 第二條を次のように改める。

〔定義〕 第一條 この法律において「輸出品」とは、輸出する目的をもつて生産し、加工し、集荷し、又は保有する物品をい、「輸出業者」とは、輸出品を輸出し又は輸出品として政府に譲り渡す者をい、「生産業者」とは、輸出品を生産し、又は加工する者をい。

第七條の次に次の七條を加える。

第七條の二 第三條又は第四條の規定により指定された輸出品であつて、主務大臣が、第六條又は前條の規定による表示をするには特別の機械器具その他の設備及び知識経験を要するものと認めて指定する品目に属するものは、その指定の日から六十日を経過した後は、第六條第一項又は前條第一項の規定により定められた様式に従う表示の業務の停止を命ぜることとする。

第七條の三の規定による登録の申請がなされた場合は、登録を取り消す旨を表示する。

第七條の四 第一項の規定により登録を取り消され、取消の日から年を経過しない者

第七條の五 第一項の規定により登録を取り消され、取消の日から年を経過しない者

第七條の六 第一項の規定により登録を取り消され、取消の日から年を経過しない者

第七條の七 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の八 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の九 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の十 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の十一 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の十二 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の十三 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の十四 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の十五 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の十六 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の十七 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の十八 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の十九 第一項の規定により登録を取り消されたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第六條第二項及び前條第二項の規定は、被登録者は、政府機関が第三條又は第四條の規定により定められた様式に従う表示を用いて第七條の二第一項の規定による表示の業務を行つも

する知識経験を有する者が第七條の二第二項の規定による表示の業務に從事するものであることを官報に公示しなければならない。

前項第一号の種類及び性能並びに同項第二号の條件は、利害關係人の意見を参考として定め、これを官報に公示しなければならない。

第七條の三 前條第一項の登録を受けようとする者は、命令で定める手続に従い、登録を受けようとする輸出品の品目ごとに、主務大臣に申請しなければならない。

第七條の四 左の各号の一に該當する者は、第七條の二第一項の登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯し、間金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

二 登録の有効期間は、登録の日から二年とする。

三 被登録者は、登録をしたときの所在地を官報に公示しなければならない。

四 主務大臣は、登録をしたときの被登録者の氏名又は名称及び業務の所在を官報に公示しなければならない。

五 登録を取り消されたときは、登録を取り消したときの被登録者の業務の停止を命ぜることができる。

六 主務大臣は、前項の規定により定めて第七條の二第一項の規定による表示の業務の停止を命ぜることができる。

七 主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

八 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

九 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

十 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

十一 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

十二 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

十三 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

十四 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

十五 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

十六 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

十七 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

十八 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

十九 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

二十 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

二十一 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

二十二 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

二十三 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

二十四 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

二十五 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

二十六 登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

2 被登録者は、第七條の二第一項

の規定による表示をすれば、第七條

七條の五第一項第一号に規定する。

機械器具その他の設備を使用し、

且つ、同項第二号に規定する者を

その表示の業務に從事させなければ

ばならない。

3 被登録者は、帳簿を備えて、輸

出品に第七條の二第一項の規定に

よる表示を附したときは、命令で

定める事項を記載しなければなら

ない。

(表示のまゝ消等の禁止)

第七條の八 被登録者は政府機関

が第七條の二第一項の規定により

輸出品に附した表示は、「正当な理

由がなくて、これを消し、除き、

又は隠してはならない。

第八條第一項中「正当の理由がな

くて、」を「主務大臣の承認を受けな

れば」に、同條第二項中前項の

規定に違反して印章、記号又は証票

を消し、除き、又は隠した輸出品を

前項に規定する印章、記号又は証票

を隠すが附してある輸出品又は同項

の規定に違反して印章、記号若しく

は証票を消し、除き、若しくは隠

た輸出品に改める。

(戒告)

第九條 主務大臣は、輸出契約にお

いて定める要件を欠く輸出品が輸

出されたため、外國貿易の健全な

発展を阻害し、又は阻害するおそれ

があると認めるときは、その輸

出品を輸出した輸出業者に対し、

その行を戒告することができる。

第十條第一項中第七條の二第一

項の規定による検査の決定を

以下に規定する。

第十四條を次のように改める。

第四條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は

十万円以下の罰金に処する。

一 第七條の六第一項の規定によ

る業務の停止の命令に違反した

者

二 第七條の七第一項又は第二項

の規定に違反した者

三 第七條の八の規定に違反し、て、表示を消し、除き、又は隠

した者

四 第八條第一項の規定に違反し、て、印章、記号又は証票を消

し、除き、又は隠した者

第五條第一項中「三十万円」を「三

十万円」に改める。

第十六條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又

は五万円以下の罰金に処する。

一 第七條の七第三項の規定によ

る記載をせず、又は虚偽の記載

をした者

二 第七條の九第一項の規定によ

る検査を拒み、妨げ、又は忌避

した者

三 第七條の九第一項の規定によ

る報告をせず、又は虚偽の報告

をした者

四 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

〔罰則〕

第十二條 第六條第一項若しくは第

二項(第七條の二第一項において

適用する場合を含む)、第七條第

一項若しくは第二項(第七條の二

第二項において適用する場合を含

む)、第七條の二第一項又は第八

條第三項の規定に違反した者は、

第一項若しくは第二項(第七條の二第一項において適用する場合を含む)、第七條の二第一項又は第八條第三項の規定に違反した者は、

これを三年以下の懲役又は三十万

円以下の罰金に処する。

第十九條を次のように改める。

(機械金属検査所)

第十九條 機械金属検査所は、通商

産業省がその生産を所掌する機械

器具並びに銅鐵、鋼材、その半製

品を含む)、鉄鋼製品、非鉄金属

及び非鉄金属製品の検査を行ふ機

関とする。

機械金属検査所は、東京都に置

く。

第二十條を次のように改める。

(化學製品検査所)

第二十條 化學製品検査所は、通商

産業省がその生産を所掌する化學

工業品(国内向の肥料用のものを

除く)及び試薬の検査を行う機關

とする。

〔最終号の出版に掲載〕

〔小金義照君登場〕

この法律の施行前に第七條第一

項の規定により定めた様式は、改

正後の第四條の規定により定めた

ものとみなす。

この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

〔附則〕

第一項この法律は、公布の日から施行

する。

二 通商産業省設置法(昭和二十四

年法律第二百二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十六條中「機械器具検査所」を

〔機械金属検査所〕に改める。

〔化學製品検査所〕に改める。

〔最終号の出版に掲載〕

〔小金義照君登場〕

ので、これらの設置について地方自

治法第百五十六條第四項の規定によ

り国会の承認を求める。

別表

車両用品検査所 横浜市

東京日用品検査所 新潟市

神戸出張所 大阪日用品検査所

広島出張所 広島市

新潟市

横浜市

東京日用品検査所

新潟市

神戸市

大阪日用品検査所

第十 積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法案(松浦東介君外百四十名提出)

○議長(林謹治君) 日程第九、農業災害補償法の一部を改正する法律案、日程第十、積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法案、右兩案を一括して審議をいたします。委員長の報告を求めます。段林委員長千賀康治君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

意見を聞き、且つ、議会の決議を経なければならない。議会の決議を経なければならぬこと目的とする。

(積雪寒冷單作地帶及び積雪寒冷單作地区的指定)

第二條 農林大臣は、積雪寒冷單作地帶振興対策議会の議決を経て、地帶振興対策議会に於ての當該積雪寒冷單作地区についての當該道府県の農業振興計画を定め、これを農林大臣に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

第四條 道府県知事は、前條第一項の農業振興計画を参考し、やくして、積雪寒冷單作地区についての當該道府県の農業振興計画を定め、これを農林大臣に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

第五條 道府県知事が前項の規定により農業振興計画を定める場合には、前條第一項の規定を適用する。

(農林大臣が定める農業振興計画)

第五條 農林大臣は、前條第一項の農業振興計画を参考し、やくして、積雪寒冷單作地帯振興対策議会の議決を経て、地帶振興対策議会に於ての國の農業振興計画を定めた當該道府県の農業振興計画を変更する場合には、その要旨を公表しなければならない。

第六條 市町村長の定める農業振興計画の変更

第七條 市町村長は、前條第一項の農業振興計画を変更する場合には、その要旨を公表しなければならない。

第八條 農林大臣は、前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、その要旨を公表しなければならない。

第九條 農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一、農業振興計画の内容

二、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一、農業振興計画の内容

二、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

三、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

四、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

五、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

六、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

七、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

八、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

九、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

十、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

十一、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

十二、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

十三、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

十四、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

十五、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

十六、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

十七、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

十八、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

十九、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

二十、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

二十一、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

二十二、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

二十三、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

二十四、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

二十五、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

二十六、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

二十七、農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

の通知を受けたときは、第四條第一項の規定により定めた当該道府県の農業振興計画を、必要に応じて農業振興対策議会に於ての當該道府県の農業振興計画を定め、これを農林大臣に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

第三條 第二條から前條までに定めたものを除く外、農業振興計画の決定について必要な事項は、農林省令で定める。

四、その他の農業經營の合理化及び農民生活の改善に関する事項

二、農畜産物の加工、販売その他処理に関する事項

三、農畜産物の加工、販売その他処理に関する事項

四、その他の農業經營の合理化及び農民生活の改善に関する事項

三 地方自治厅次長	8 総務及び専門委員は、非常勤とする。
四 大蔵事務次官	9 前各項に定めるものを除く外、
五 文部事務次官	審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關する事項は、政令で定める。
六 厚生事務次官	附則
七 農林事務次官	1 この法律は、公布の日から施行する。
八 通商産業事務次官	2 この法律は、昭和三十一年三月三十一日限りその効力を失う。
九 運輸事務次官	3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のよう改訂する。
十 電気通信事務次官	4 第五條第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次の二項を加える。
十一 労働事務次官	5 前項第一号、第二号及び第十四号から第十八号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、初欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
十二 建設事務次官	6 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
十三 経済安定本部副長官	7 会長は、会務を總理する。
十四 道府県知事	8 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。
十五 道府県議会議長	9 事務の事務を調査審議せらるため、審議会に、專門委員を置くことができる。
十六 市町村長	10 事務は、内閣委員は、関係行政機關の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会に、専門委員を置くことができる。
十七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十九号）による大学の教授	11 事務は、内閣委員は、関係行政機關の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会に、専門委員を置くことができる。
十八 農業者の団体を代表する者	12 事務は、内閣委員は、関係行政機關の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会に、専門委員を置くことができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。	2 この法律は、昭和二十四年五月、蚕糸に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のよう改訂する。	3 第五條第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次の二項を加える。
4 三人以内	4 第五條第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次の二項を加える。	5 附則
5 単作地帯	5 附則	6 この法律は、公布の日から施行する。
6 振興対策	6 この法律は、公布の日から施行する。	7 附則
7 審議会	7 附則	8 附則

○平賀康治君登場	積雪寒冷單作地帶振興臨時指揮法（昭和二年法律第二百二十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。
（松浦東介君外百四十名提出）に関する報告書	（最終号の附録に掲載）
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場

○平賀康治君登場	積雪寒冷單作地帶振興臨時指揮法（昭和二年法律第二百二十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。
（松浦東介君外百四十名提出）に関する報告書	（最終号の附録に掲載）
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場

○平賀康治君登場	積雪寒冷單作地帶振興臨時指揮法（昭和二年法律第二百二十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。
（松浦東介君外百四十名提出）に関する報告書	（最終号の附録に掲載）
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場

○平賀康治君登場	積雪寒冷單作地帶振興臨時指揮法（昭和二年法律第二百二十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。
（松浦東介君外百四十名提出）に関する報告書	（最終号の附録に掲載）
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場
○平賀康治君登場	○平賀康治君登場

まず農業災害補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

法律案について申し上げます。農業災害の頻発しております現況から見まし

し、かつ國はこの計画の実施に關して、御承知のことと、現行の農業災害補

償制度は昭和二十二年十二月より実

施されたのであります。この際垂露

御承知のことと、現行の農業災害補

償制度を改廃いたしましたため、かかる

段を講じて、使用者に転嫁し得る手

段を講じてあります。かかる

施されたのであります。この際垂露

第一厚生年金保険法特例案

(參議院提出)

第十二、國立光明寮設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院添付)

○議長(林東治君) 日程第十一、厚生年金保険法特例案、日程第十二、國立光明寮設置法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第二十八号)。

以下「昭和二十四年改正法律」といふ。附則第四項(同法附則第六項において準用する場合を含む。)又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二十八号)。

第三條 昭和二十六年一月一日において障害年金を受ける権利を有した者に支給する障害年金のうち、昭和二十一年改正法律附則第五條の額の二倍に相当する額とする。

(遺族年金の増額) 第七條 昭和二十六年一月一日において遺族年金を受ける権利を有した者に支給する遺族年金のうち、

一 被保険者は被保険者であるとき、その死亡の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月の前月額を平均した額。

二 被保険者の資格喪失の日の属する月の前月の標準報酬月額を平均した額。

三 療疾となつた日の属する月の前月の標準報酬月額を平均した額。

四 前項の規定により平均標準報酬月額を定める場合において、同項各号に規定する期間が、昭和二十三年八月一日の前後によるときは、同項各号に規定する額は、同

日以後の期間のみによつて算定するものとする。

五 第四條 前條の規定により障害年金の額を算定する場合において、その額が昭和二十三年八月一日以前の標準報酬のみに基いて算定されたときは、その障害年金の額は、同

日以後の期間のみに基いて算定されるべき額とし、その他の者(以下「旧法による第一種障害年金受給者」といふ。)に支給するものにあつては、平均報酬月額の五分に相当する額とし、その他の者(以下「旧法による第一種障害年金受給者」といふ。)に支給するものにあつては、平均報酬月額の四分に相当する額とする。

第六條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第七條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第八條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第九條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第十條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第十一條 被保険者又は被保険者であつた者の子が遺族年金を受ける場合において、その者が二人以上であるときは、遺族年金の額は、

その遺族年金の額は、これらの規定にかかるとき、一万二千円をこえるときは、一万二千円とす。

第十二條 第二條から前條までの規定によつて算定した額に、その子のうち

厚生年金保険法特例案
(目的) 第一條 この法律は、厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)による障害年金及び遺族年金であつて、昭和二十三年八月一日(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百一十七号)以下「昭和二十三年改正法律」といふ。)の施行の日)前の標準報酬をその額の算定の基礎としたものについて、その額を増額することを目的とする。

(障害年金の増額) 第二條 昭和二十六年一月一日において障害年金を受ける権利を有した者に支給する障害年金のうち、昭和二十一年改正法律附則第五條及び昭和二十三年改正法律附則第六條において準用する同法附則第八條において準用する同法附則第五條第一項の規定にかかるべき

事由に因る癒疾の程度二級から

三級までに該当したことによつて

障害年金を受ける者以下「旧法による第一種障害年金受給者」とい

うに支給するものにあつては、平均報酬月額の五分に相当する額とし、その他の者(以下「旧法による第一種障害年金受給者」といふ。)に支給するものにあつては、平均報酬月額の四分に相当する額とする。

第三條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第四條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第五條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第六條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第七條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第八條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第九條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第十條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第十一條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

第十二條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

2 前項の平均報酬月額は、左の各号に掲げる額のうち、最も大きいものをとする。

一 発疾の原因となつた疾患又は負傷の発した日の屬する月前三

月間(継続して被保険者であつた期間が三月未満であるときは、その期間、以下同じ。)の標準報酬月額を平均した額。

2 前項の平均報酬月額は、左の各号に掲げる額のうち、最も大きいものをとする。

3 前項の規定により平均標準報酬月額を定める場合においては、前項各号に規定する期間が、昭和二十三年八月一日の前後によるときは、同項各号に規定する額は、同

日以後の期間のみに基いて算定するものとする。

(障害年金の増額) 第二條 昭和二十六年一月一日において障害年金を受ける権利を有した者に支給する障害年金のうち、昭和二十一年改正法律附則第五條及び昭和二十三年改正法律附則第六條において準用する同法附則第八條において準用する同法附則第五條第一項の規定にかかるべき事由に因る癒疾の程度二級から三級までに該当したことによつて算定したことによつて障害年金を受ける者以下「旧法による第一種障害年金受給者」といふ。)の施行の日)前の標準報酬をその額の算定の基礎としたものについて、その額を増額することを目的とする。

第三條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額に相当する額とする。

4 前項の平均報酬月額は、左の各号に掲げる額のうち、最も大きいものをとする。

5 前項の規定により平均標準報酬月額を定める場合においては、前項各号に掲げる額のうち、最も大きいものをとする。

6 前項の規定により平均標準報酬月額を定める場合においては、前項各号に掲げる額のうち、最も大きいものをとする。

人を除いた子一人について二千四百円を増額するものとする。
(既得権の尊重)

第十二条 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金又は遺族年金の額が従前の額より少いときは、その障害年金又は遺族年金の額は、これらの規定にかわらず、従前の額とする。

第十三条 昭和二十三年改正法律附則第五條第二項及び第三項の規定は、第二條から第六條まで及び前條の規定によりその額を算定する障害年金に対する加給について、同法附則第七條の規定は、第七條から第十條まで及び前條の規定によりその額を算定する遺族年金に対する加給について、それぞれ適用する。

(将来の遺族年金に対する措置)

第十四条 第七條から第十二條までの規定は、昭和二十六年二月一日以後において、昭和二十二年改正法律附則第六條の規定によつて遺族年金を受ける権利を有するに至る者に支給する遺族年金の額の算定について、前條の規定は、その遺族年金に対する加給について、それぞれ適用する。

(附 则)

この法律は、昭和二十六年四月一日起施行し、同年二月分以降の障害年金及び遺族年金について適用する。

厚生年金保険法特例案
右の本院提出案をここに添付する。
昭和二十六年三月十四日

參議院議長 佐藤 尚武

ます厚生年金保険法特例案について申し上げます。

厚生年金保険法特例案 参議院提出

厚生年金制度のうち、障害年金及び

遺族年金については、比較的早い

時期からその受給者が発生しておつたのであります。そのため、その年金支給の計算基礎となる標準報酬の月額と、年金計算の場合の平均のとり方とは、今日までも改訂する。

國立光明寮設置法(昭和二十三年法律第百六十二号)の一部を次のよう

に改訂する。

第二條中「東京都及び栃木県」を

「東京都、栃木県及び兵庫県」に改め

る。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

國立光明寮設置法の一部を改訂す

る法律案

右の内閣提出案は本院において可決

した。よつて国会法第八十三條によ

りこれを送付する。

昭和二十六年三月十四日

參議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林謹治殿

國立光明寮設置法の一部を改訂す

る法律案 内閣提出 參議院送付に関

する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔松永佛學君若登壇〕

○松永佛學君 たゞいま議題となりました厚生年金保険法特例案及び國立光

明寮設置法の一部を改訂する法律案につ

いて、厚生委員会における審議の経過

並びに結果の概要を御報告申し上げま

す。

以後の高い標準報酬と、それ以前の低い標準報酬との双方が年金額計算の基

礎になつておるものにつきましては、

同日以前の低いものを切り捨てて、改訂

後の高い標準報酬だけをとつて年金額

の改訂を行ふこととし、そのうえで標

準報酬の平均のとり方及び年金額の算

算の場合は、従前の古い制度によつておつ

て改訂する。

このため新田の年金の中に

不均衡が生ずるようになり、従前の低

い標準報酬によります年金は、

受給者の生活保障という目的を達する

ことができない事態が生ずることと

なりましたため、この不均衡と欠陥を

是正する措置として、過去において、

昭和二十三年と昭和二十四年の二回に

わたり、従前の低額な標準報酬額によります年金額を五倍に引き上げてお

るのであります。しかし、その後の

経済情勢の変動に伴いまして、当時の

被保険者全体の総平均標準報酬と今日

の総平均標準報酬との間には約二倍の

開きを生じて参つたのであります。よ

つて、今回かかる不均衡をさらに正

いたしますとともに、先般の指針か

ら多少潤れていたものをもあわせて數

清いたそとするのと、本法案提案の

理由であります。

次に本法案の内容のおもなる点を申

し上げれば、まず障害年金及び遺族年

金の年金額の計算が、昭和二十三年八

月一日以前の低い標準報酬のみを基礎

としておりましたものにつきまして

向をたどつておりますため、両施設が定員以上の人員を収容いたしましても、

なほその大部分の要求を満たし得な

い状況であります。多數の失明者の

更生指導につき、はなはだしく不十分

な表情にあるのであります。よつて、

このたび新たに神戸市に失明者更生施

設を増設して失明者の福祉増進をはか

らうとするのが、政府の本改正法律案提

出する方法に切りかえることとできる

だけ不均衡を是正することといたして

おるのであります。

本法案は、三月一日、予備審査のた

め本委員会に付託せられましたが、十

四日本付託となり、提案者 參議院議

員長島根國君より説明を聽取

取し、審議に入り、同日及び十五

月にわたり、熱心なる質疑応答が行われ

たのであります。次いで質疑を終了

し、討論に入りましたところ、自由党

より青柳委員、国民民主党より金子委

員、日本社会党より堤委員、日本共産

党より鶴田委員が、各党を代表し、そ

れぞれ希望條件を述べて賛成意見の開

陳があつたのであります。かくて討論

を終結し、採決に入りましたところ、本法案は全員一致をもつて原案の通り

可決すべきものと決した次第でござい

ます。

次に、國立光明寮設置法の一部を改

正する法律案について申し上げます。

失明者の保護更生をはかるため、

昭和二十三年七月、國立光明寮設置法

を改訂する法律案(内閣提出)、

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

法律第百四十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第十條第一項中「委員三人」を「委

員三人(関東地方少年保護委員会及

び関東地方成人保護委員会あつては、委員五人)」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

犯罪者予防更生法の一部を改正する

法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

○北川定務君 だいま議題となりま

した犯罪者予防更生法の一部を改正す

る法律案につきまして、委員会の審議

の経過並びに結果を御報告申し上げま

す。

犯罪予防と犯罪者の更生をはかるた

めに一昨年制定せられました犯罪者予

防更生法によりまして、地方少年保護

委員会と地方成人保護委員会とはい

うふれも全国八箇所に設置せられました

かのく三人の委員で組織せられ、

それく青少年または成につき抜ゆ

いたし、そのため委員はみずから刑務所または少

年院に出向き、受刑者または在院者に

個々に面接することになつておるので

あります。が、特に関東地方少年保護委

員会及び関東地方成人保護委員会は、管轄区域が広いため、委員の事務負担が著しく過重となつて、事務遂行上支障を生ずる実情にありますので、この際この二つの委員会の組織定数を改め、その委員の数をそれく五人にいたそうとするのであります。

以上が改正の理由であります。が、委員会におきましては、現下の犯罪事情にかんがみまして必要な措置と認め、質疑なく、討論を省略し、全会一致をもつて政府原案通り可決した次第であ

ります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林謙治君) 採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

以上が最終号の附録に掲載

する教科用図書の給與に関する法律案

に対する教科用図書の給與に関する法律案

に対する教科用図書の給與に関する法律案

昭和二十六年度に入学する児童に

対する教科用図書の給與に関する法律案

昭和二十六年度に入学する児童に

対する教科用図書の給與に関する法律案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、義務教育の無

償の理想的より広範囲な実現への

試みとして、地方公共団体に対し

て、昭和二十六年度に公立学校に

入学する児童の教科用図書の給與

(教科用図書の給與に対する国の

補助)

第三條 国は、前條の目的に資する

ため、市町村(市町村の組合を含

む。以下同じ。が、昭和二十六年

度にその設置する小学校とみな

し、当該小学校に関しては、都は、

市町村とみます。

この法律は、公布の日から施行す

る。

(都の特例)

第三條 前條第一項の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなされ、当該小学校に関しては、都は、

市町村とみます。

この法律は、公布の日から施行する。

以上の御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林謙治君) 採決いたします。

本案は委員長の報告は可決でありま

す。本案を委員長の報告は可決でありま

ります。本日はこれを可決いたします。

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて

本案は委員長報告の通り可決いたします。

これにて議事日程は終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会。

〔最終号の附録に掲載〕

○議長(林謙治君) 福永君の動議に御

用図書を給與する場合には、予算

の範囲内において、その給與に要

する経費の二分の一を補助するも

のとる。

この法律の目的に資するた

め、都道府県が、昭和二十六年度

に入学する児童の教科用図書の一部について、その給與を奨励するため、国

がその経費の二分の一を補助しようとするとあります。

文部委員会といしましては、本案

について慎重に審議をいたし、次いで

討論に入りましたが、自由党を代表し

て若林義孝君の賛成意見があり、共産

の交付の手続については、政令で

定めることとする。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林謙治君) 採決いたします。

本案は委員長の報告は可決でありま

す。本案を委員長の報告は可決であります。

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて

本案は委員長報告の通り可決いたしました。

これにて議事日程は終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会。

〔最終号の附録に掲載〕

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて

本案は委員長報告の通り可決いたしました。

これにて議事日程は終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会。

〔最終号の附録に掲載〕

○議長(林謙治君) 異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(林謙治君) 御異議なしと認め

ます。よつて百程は追加せられまし

た。

昭和二十六年度に入学する兒童に対

する教科用圖書の給與に関する法律案

に対する教科用圖書の給與に関する法律案

に対する教科用圖書の給與に関する法律案

に対する教科用圖書の給與に関する法律案

に対する教科用圖書の給與に関する法律案

に対する教科用圖書の給與に関する法律案

通商産業大臣 橋尾 龍君

国務大臣 岡野 清蔵君

国務大臣 周東 英雄君

出席政府委員 水谷 升君

内閣官房長官 岡崎 勝男君

行政管理政務次官 桥本 義臣君

法務政務次官 高木 松吉君

文部事務官(文部) 平澤 長吉君

法務政務次官 相良 淳一君

厚生政務次官 厚生政務次官 平澤 長吉君

船舶職員法案(内閣提出第二二六号)

(予) 沿線委員会付託

一、昨十六日参議院から回付された本院提案案は次の通りである。

公務選舉法の一部を改正する法律案
一、昨十六日参議院において、次の内閣提案案を可決した旨の通知書を受領した。

国民金庫公庫法の一部を改正する法律案

律案

衆議院會議録第十九号中正誤

頁段行誤 正

云五九閉ち 閉じ

云二 第百四十二條第一項第五号及
び第六号中

選舉の場合
には公職

選舉の場合
には公職
云一 云立合演説